

農林水産省告示第千三百八号

砂糖の価格調整に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する等の法律（平成十八年法律第八十九号）附則第四条第一項の規定に基づき、平成十九年十月一日から平成二十年九月三十日まで
に収穫されるさとうきびに係る甘味資源作物交付金の単価を次のように定めたので、同項の規定に基づき、
告示する。

平成十八年九月二十八日

農林水産大臣 松岡 利勝

甘味資源作物交付金の単価 一、〇〇〇キログラムにつき 一六、三二〇円

備考

- 一 この単価は、四捨五入により小数点第一位まで算出された糖度（以下単に「糖度」という。）が
三・一度以上一四・三度以下のさとうきびについて適用する。
- 二 糖度が五・五度以上一三・一度未満のさとうきびに係る甘味資源作物交付金の単価は、糖度が一三
・一度を〇・一度下回るごとに一〇〇円を、この単価から差し引いた額とする。

三 糖度が一四・三度を超えるさとうきびに係る甘味資源作物交付金の単価は、糖度が一四・三度を〇

・一度上回るごとに一〇〇円を、この単価に加えた額とする。